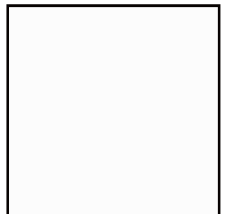
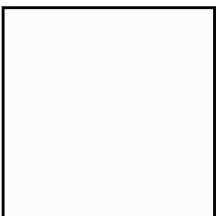


資料編





用語解説

項目	説明	掲載ページ
ICT	Information & Communication Technology（情報通信技術）の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のことです。	71・74・75・77・85・86・87・90・91・101・109
アウトリーチ	生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも、本人の元に積極的に向かい支援助することをいいます。	84・99・101・104・106・107
アセスメント	利用者に関する情報を収集や分析することで、自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握することをいいます。	103・105
EPA	Economic Partnership Agreement（経済連携協定）の略。国や地域を限定して、関税等の貿易障壁を撤廃することにより、モノ・ヒト・カネ・サービスの移動を促進させようとする協定です。 この協定に基づき、外国人の就労が認められていない介護福祉士・看護師候補者の特例的な受け入れが進められています。	110
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。 人工的にコンピュータ上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術をいいます。	90
SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。 インターネット上で、人と人とのつながりを支援するサービスをいいます。	77・109
NPO	Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization（非営利団体）の略。 さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。 このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」といいます。 なお、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、さまざまな社会貢献活動に充てることとなります。	10・11・13・17・37・39・40・56・71・75・78・79・80・106・107

項目	説明	掲載ページ
LGBT	レズビアン・ゲイ（同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生物学的な性と、自分で認識している性が一致しない人）の頭文字です。性のあり方に関して少数派の人々は、セクシュアル・マイノリティ（性的マイノリティ、性的少数者）と呼ばれており、その総称としてLGBTが使われることがあります。	68
オレンジリボンキャンペーン	すべてのこどもが健やかに育つように、行政機関、企業、地域が一体となって、「こども虐待防止」というメッセージが込められたオレンジリボンを、一人ひとりの胸につけて、子育てをしている親やこどもたちを始め、多くの人たちに、まわりのこどもに関心を持ち、こどもへの虐待をなくしていく輪を広げていくキャンペーンをいいます。	115
外国籍住民	大阪市では、施策・事業等の対象として考える場合には、国籍が外国籍である人々だけでなく、外国にルーツを持つ人々を総称して「外国籍住民」としています。 なお、住民基本台帳法では、日本の国籍を有しない者のうち市町村の区域内に住所を有する者を「外国人住民」としていることから、本計画においても統計等に基づき説明する際は、「外国人住民」としています。	68・72・83・85・96
クラウドファンディング	crowd（群衆）と funding（資金調達）を組み合わせた造語です。 不特定多数の個人からインターネットを通じて小口の資金を集める資金調達の手法をいいます。	77
クリック募金	ウェブページ内の決められた所をクリックすると、その回数に応じて環境問題や人道支援などに取り組むNPOなどの団体に協賛企業から寄付されるしくみです。	40・77
ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。	13・87
権利擁護	福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表示の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）をいいます。	2・10・17・56・60・64・69・73・91・94・95・96・97・106・114・117・118
こころを結ぶ手話言語条例	手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会を実現するために施行された条例です。	91

項目	説明	掲載ページ
「ごみ屋敷」状態	市民が居住する建物等における物品等の堆積により、ごきぶり、はえその他の害虫、ねずみ若しくは悪臭が発生すること又は火災発生のおそれがあること等のため、当該物品等が堆積している場所の周辺的生活環境が著しく損なわれている状態をいいます。	17・104
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を地域の多様な力を活かして解決に結び付ける地域福祉のコーディネーターのことをいいます。	62・63・78・84・98・99・101・103・104・106・107
CSR、CSV	CSR:Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任)、CSV:Creating Shared Value (公と民による共有価値の創造) 企業等における「社員のボランティア参加や寄附などの資金協力」といった社会貢献活動を CSR といい、本業を通じて社会課題の解決をめざすという考え方を CSV といいます。CSR から CSV へと変化しつつある中で、より高い成果を生みだせるような連携を志向する傾向にあります。	79
児童福祉司	児童相談所に置かなければならない職員で、児童相談所長が定める担当区域により、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行うケースワーカーです。	112
身上監護	成年後見制度において、被後見人の生活や健康に配慮し、安心した生活がおくれるように契約などを行うことをいいます。なお、被後見人に対し後見人が直接介護や看護などをすることは含まれていません。	120
セーフティネット	すべての人が安心・安全に暮らせる多層的・多面的な生活支援の機能・しくみのことです。	50・51・89・92
善意銀行	市民からの善意の金銭や物品の預託を受け、必要としている福祉関係機関・団体等に払出をするコーディネートを行う取り組みで、大阪市では、区社協・市社協において実施しています。	77
団塊の世代	第一次ベビーブームが起きた、1947(昭和22)年～1949(昭和24)年に日本において生まれた人を指します。	49・110

項目	説明	掲載ページ
地域公共人材	地域団体や行政に加え NPO や企業、大学など多様な主体が参画する地域のまちづくりに関する取り組みについて、各主体間の合意形成、それぞれの主体が持つヒト、モノ、カネ、情報など地域におけるさまざまな資源をコーディネートすることなどにより、活動を創出し活性化させ、最適化を図り、持続可能なものとしていくマネジメント能力を持った人材です。	80
DV	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。 配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からの暴力をいいます。被害者を女性に限定していませんが、DV の被害者は大半が女性となっています。	45・94
南海トラフ地震	近い将来発生すると予測されている、日本列島太平洋沖の広い範囲を震源とする巨大地震のことであり、震度 6 弱以上の強い揺れに加え、大阪市の多くの地域が津波による浸水被害を受けると想定されています。	83
ニア・イズ・ベター (補完性・近接性の原理)	住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方です。	1・7・61
ハンセン病	ハンセン病は、「らい菌」によって引き起こされる慢性の感染症で、1996（平成 8）年に「らい予防法」が廃止されるまで、約 90 年間、国や地方自治体などにより強制隔離政策がとられてきました。 「らい菌」の病原性は弱く、感染してもほとんど発症しません。また、現在では、早期に発見して適切に治療すれば、後遺症を残さず治る病気となっています。	68
避難行動要支援者	大地震や風水害などの災害が起きた時、自力で避難することが難しく、支援が必要な人をいい、介護保険の要介護認定で、要介護 3 以上の人や重度障がいなどの人を対象者としています。	83・84・85
ファシリテート	会議やミーティング等の場で、発言や参加を促したり、話の流れを整理することで、合意形成や相互理解をサポートすることをいいます。	80

大阪市社会福祉審議会条例

平成 12 年 4 月 1 日条例第 19 号

大阪市社会福祉審議会条例を公布する。

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項に規定する
地方社会福祉審議会として、本市に大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 7 条第 1 項に規定する事項を調査審議するほか、法第 12 条第 1 項
の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

第 5 条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会
の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところ
による。

5 法第 9 条第 1 項の臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、
前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(施行の細目)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(昭和 62 年大阪市条例第 4 号)
は、廃止する。

(経過措置)

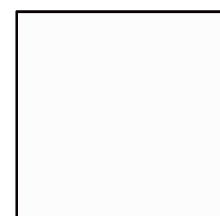
3 この条例の施行の際現に設置されている大阪市社会福祉審議会は、第 1 条に規定する大阪
市社会福祉審議会とみなす。

附 則(平成 12 年 9 月 28 日条例第 84 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 30 日条例第 117 号)

この条例は、公布の日から施行する。



大阪市社会福祉審議会条例施行規則

平成 25 年 9 月 30 日規則第 175 号

大阪市社会福祉審議会条例施行規則を公布する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市社会福祉審議会条例（平成 12 年大阪市条例第 19 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 12 条第 2 項の規定により読み替えられた法第 11 条第 1 項の規定により置かれる専門分科会のほか、同条第 2 項の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を分掌させる。

- (1) 高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項
- (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (3) 社会福祉施設・法人選考専門分科会 社会福祉施設の設置等及び社会福祉法人の設立等に係る審査に関する事項

2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）は、委員長が指名する委員及び法第 9 条第 1 項の臨時委員（以下「臨時委員」という。）で組織する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によりこれを定める。

(専門分科会の会議)

第 3 条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

2 専門分科会は、当該専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

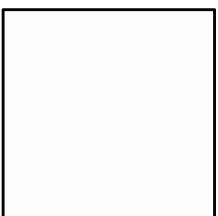
(審査部会)

第 4 条 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 3 条第 1 項の規定により置かれる審査部会に審査部会長を置き、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

2 審査部会の会議は、審査部会長が招集する。

3 審査部会は、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。



(専門分科会の部会)

第5条 審議会は、必要に応じて専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員)で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員)の互選によりこれを定める。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

5 部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員)の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

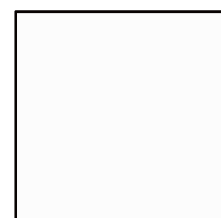
第7条 審議会の庶務は、福祉局において処理する。ただし、児童福祉専門分科会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



大阪市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市社会福祉審議会条例施行規則(平成25年大阪市規則第175号。以下「市規則」という。)第8条の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

2 審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(審査部会)

第3条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「政令」という。)第3条第1項の規定により審議会に置く審査部会の名称及び所掌事項は、別表第1のとおりとする。

2 審査部会は、政令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について意見を聴く。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第2項に規定する医師の指定にあたっての意見
- (2) 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第3項に規定する医師の指定の取消しにあたっての意見
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定及び同法第68条に規定する指定自立支援医療機関の指定の取消し

(専門分科会の部会)

第4条 審議会は、市規則第5条第1項の規定により、児童福祉専門分科会に別表第2に掲げる部会を、高齢者福祉専門分科会に別表第3に掲げる部会を、地域福祉専門分科会に別表第4に掲げる部会を置くものとする。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

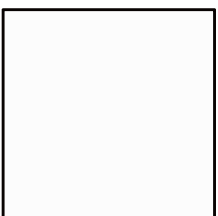
この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。



別表第1（第3条第1項（身体障害者福祉専門分科会）関係）

名称	所掌事項
第1審査部会	肢体不自由に関する事項
第2審査部会	視覚障がいに関する事項
第3審査部会	聴覚機能・音声言語機能・平衡機能・そしゃく機能障がいに関する事項
第4審査部会	内部障がい（心臓）に関する事項
第5審査部会	内部障がい（じん臓）に関する事項
第6審査部会	内部障がい（呼吸器）に関する事項
第7審査部会	内部障がい（ぼうこう・直腸）に関する事項
第8審査部会	内部障がい（小腸）に関する事項
第9審査部会	内部障がい（免疫）に関する事項
第10審査部会	内部障がい（肝臓）に関する事項

別表第2（第4条第1項（児童福祉専門分科会）関係）

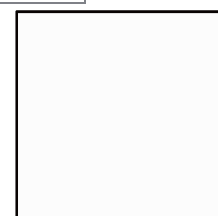
名称	所掌事項
里親審査部会	児童福祉法施行令第29条に基づく里親の認定に関する事項
こども相談センター審査部会	児童福祉法第27条第6項に基づく施設入所等の措置の決定及び解除等に関する事項
児童虐待事例検証部会	児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析・検証等に関する事項
保育事業認可部会	児童福祉法第34条の15第4項に基づく地域型保育事業の認可前の意見聴取に関する事項 児童福祉法第35条第6項に基づく保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項
保育事業認可前審査第1部会	
保育事業認可前審査第2部会	
保育事業認可前審査第3部会	
保育事業認可前審査第4部会	
保育事業認可前審査第5部会	
保育事業認可前審査第6部会	
保育事業認可前審査第7部会	
保育事業認可前審査第8部会	

別表第3（第4条第1項（高齢者福祉専門分科会）関係）

名称	所掌事項
保健福祉部会	大阪市高齢者保健福祉計画に関する事項及びその他高齢者施策（介護保険事業に係るものを除く。）の推進に関する事項
介護保険部会	大阪市介護保険事業計画に関する事項及び介護保険事業の円滑な実施に関する事項

別表第4（第4条第1項（地域福祉専門分科会）関係）

名称	所掌事項
地域福祉基本計画策定・推進部会	大阪市地域福祉基本計画等に関する事項



大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿

(五十音順 敬称略 平成 30 年 3 月 1 日現在)

氏名	役職等
乾 繁夫	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会会長
上野谷 加代子	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
白國 哲司	大阪市民生委員児童委員協議会会長
白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科教授
手嶋 勇一	一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会会長
徳谷 章子	特定非営利活動法人ハートフレンド代表理事
中田 浩	大阪市社会事業施設協議会会長
中山 久司	市民委員
野口 一郎	一般社団法人大阪市老人クラブ連合会副理事長
◎ 牧里 每治	関西学院大学名誉教授
宮川 松剛	一般社団法人大阪府医師会理事
宮川 晴美	大阪市地域振興会会長
三宅 亜希子	市民委員
矢田貝 喜佐枝	大阪市地域女性団体協議会会長
○ 山田 裕子	特定非営利活動法人大阪 NPO センター副代表理事
山本 長助	大阪市会民生保健委員長
(岩間 伸之)	(大阪市立大学大学院生活科学研究科教授)
(島田 まり)	(大阪市会民生保健委員長)

◎は分科会長、○は分科会長職務代理者、()内は途中退任で役職等は退任時点

地域福祉基本計画策定・推進部会 委員名簿

(五十音順 敬称略 平成 30 年 3 月 1 日現在)

氏名	役職等
浅野 幸子	公益社団法人大阪介護福祉士会会長
○ 笠原 幸子	四天王寺大学人文社会学部教授
酒巻 靖子	今福保育園保育士 [地域子育て支援拠点事業]
種継 敦	玉出地域包括支援センター管理者
田村 満子	公益社団法人大阪社会福祉士会相談役
鳥屋 利治	都島区障がい者相談支援センター管理者
野村 恭代	大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授
藤井 博志	関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授
◎ 牧里 每治	関西学院大学名誉教授
山田 宜範	生活自立相談「ぷらっとほーむ西」主任相談支援員 [生活困窮者自立相談支援機関]
(岩間 伸之)	(大阪市立大学大学院生活科学研究科教授)

協力者(オブザーバー) 大阪司法書士会副会長 佐田 康典

◎は部会長、○は部会長職務代理者、()内は途中退任で役職等は退任時点

大阪市地域福祉連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉を推進する施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市地域福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、福祉局長をもって充てる。

3 副委員長は、福祉局生活福祉部長及びこども青少年局子育て支援部長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、連絡会議の事務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、福祉局生活福祉部長がその職務を代行する。

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が招集する。

2 連絡会議は、委員長の事前の了解があった場合に限り、委員の代理出席を認める。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に副委員長及び委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業チーム)

第5条 委員長は、連絡会議の事務を分掌させるため必要と認めるときは、連絡会議に作業チームを置くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、福祉局生活福祉部地域福祉課において処理する。

(施行の細目)

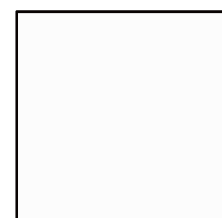
第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成29年1月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



地域福祉連絡会議 委員

<p>連絡会議 委員 (関係課長)</p>	<p>区役所保健福祉課長又は福祉の業務を主管する区役所の担当課長 (福祉担当課長会幹事5名) 区役所保健福祉課長又は保健の業務を主管する区役所の担当課長 (保健業務主管課長会幹事1名) 区役所保健福祉課長又は生活保護の業務を主管する区役所の担当 課長(生活支援担当課長会幹事1名) 人事室人事課長 人事室職員人材開発センター企画・研修担当課長 危機管理室危機管理課長 市民局区政支援室地域支援担当課長 市民局区政支援室連携促進担当課長 福祉局総務部総務課長 福祉局総務部人事・勤務条件担当課長 福祉局総務部経理・企画課長 福祉局総務部企画担当課長 福祉局生活福祉部地域福祉課長 福祉局生活福祉部連絡調整担当課長 福祉局生活福祉部福祉活動支援担当課長 福祉局生活福祉部相談支援担当課長 福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長 福祉局生活福祉部保護課長 福祉局障がい者施策部障がい福祉課長 福祉局高齢者施策部高齢福祉課長 福祉局高齢者施策部介護保険課長 健康局健康推進部健康施策課長 健康局健康推進部在宅医療担当課長 健康局健康推進部健康づくり課長 健康局健康推進部こころの健康センター精神保健医療担当課長 健康局保健所管理課長 こども青少年局企画部経理・企画課長 こども青少年局企画部青少年課長 こども青少年局子育て支援部管理課長 こども青少年局こども相談センター相談支援担当課長 環境局事業部事業管理課長 都市整備局企画部住宅政策課長 消防局予防部予防課長 教育委員会事務局総務部教育政策課長 教育委員会事務局指導部教育活動支援担当課長 教育委員会事務局指導部首席指導主事</p>
---------------------------	--

「大阪市地域福祉基本計画」策定の経過

【平成 28 年度】

平成 28 年 7 月 15 日	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	・地域福祉計画にかかる経過と今後の方向性について
平成 29 年 1 月 19 日	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 地域福祉基本計画策定・推進部会	・部会の立ち上げ ・新たな計画の主な検討の視点 等
1 月 30 日	大阪市地域福祉連絡会議（庁内会議）	・会議の立ち上げ ・新たな計画の主な検討の視点 等
2 月 16 日	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	・新たな計画の主な検討の視点 等
3 月 2 日	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 地域福祉基本計画策定・推進部会	・計画（素案）の審議
3 月 31 日	大阪市社会福祉審議会総会	・計画の策定に向けた報告

【平成 29 年度】

平成 29 年 5 月 19 日	大阪市地域福祉連絡会議 地域福祉基本計画策定作業チーム会議（庁内会議）	・会議の立ち上げ ・作業チームの進め方、スケジュール説明以降、テーマごとに適宜開催
6 月 5 日	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 地域福祉基本計画策定・推進部会	・計画（素案）の審議 （部会案とりまとめ）
7 月 25 日		
9 月 6 日		
10 月 11 日	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	・部会でとりまとめた計画（素案）の審議
11 月 16 日		・計画（素案）のとりまとめ
12 月 1 日	大阪市地域福祉連絡会議（庁内会議）	・計画（素案）の報告
12 月 25 日 ～ 平成 30 年 1 月 24 日	パブリック・コメント手続きの実施	
2 月 19 日	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	・パブリック・コメント結果報告 ・計画（案）の審議
3 月 29 日	大阪市社会福祉審議会総会	・計画（案）の報告

「大阪市地域福祉基本計画（素案）」に対する
パブリック・コメント手続きの実施結果について

1 募集期間

平成 29 年 12 月 25 日～平成 30 年 1 月 24 日

2 募集方法

送付、ファクシミリ、持参、電子メール

3 素案の公表方法

- (1) 福祉局地域福祉課、各区保健福祉センターなどで素案及び概要版を配布
(2) 福祉局ホームページで公表

4 意見提出件数

- (1) 提出件数 22 件
(2) 意見件数 41 件

・年 齢（件）

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60~64 歳	65~74 歳	75 歳以上	不明	計
2	3	3	4	4	3	0	3	22

・住 所（件）

市 内	市 外	不 明	計
17	3	2	22

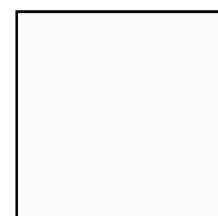
・提出方法（件）

送 付	ファクシミリ	持 参	電子メール	計
8	5	1	8	22

5 意見の分類

(件)

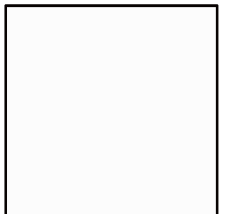
意見内容	意見件数
第1章 計画の考え方	7
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	5
3 計画期間	0
4 圏域の考え方	1
5 計画の推進・評価の体制	0
第2章 地域福祉を取り巻く現状	0
1 統計データ等から見る大阪市の現状	0
2 地域福祉にかかる法・制度の動向	0
3 地域福祉推進指針に基づく各区の取り組み状況	0
第3章 計画の基本理念と基本目標	18
1 基本理念	0
2 基本理念の考え方	3
(1) 人権尊重の考え方	1
(2) 住民主体の地域づくりの考え方	1
(3) ソーシャル・インクルージョンの考え方	0
(4) 福祉コミュニティ形成の考え方	0
(5) 多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の考え方	1
3 計画の基本目標	0
4 計画の体系	0
基本目標1 みんなで支え合う地域づくり	8
1 住民主体の地域課題の解決力強化	8
(1) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり	1
(2) 地域福祉活動への参加の促進	4
(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり	0
(4) 専門職による地域福祉活動への支援について	3
2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進	0
3 災害時等における要援護者への支援	0



(件)

意見内容	意見件数
基本目標2 新しい地域包括支援体制の確立	7
1 地域における見守り活動の充実	2
2 相談支援体制の充実	5
(1) 複合的な課題等を抱えた人への支援	0
(2) 生活困窮者自立支援制度との連携	2
(3) こどもの貧困対策との連携	3
(4) 相談支援体制を支える人材の育成・確保	0
3 権利擁護支援体制の強化	0

第4章 各区に共通する課題等への具体的な取り組み	12
1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備	7
1-1 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化	2
1-2 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築	5
2 福祉人材の育成・確保	2
2-1 地域福祉活動の担い手の確保	0
2-2 福祉専門職の育成・確保	1
2-3 行政職員の専門性の向上	1
3 権利擁護の取り組みの充実	3
3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進	1
3-2 成年後見制度の利用促進	2
その他提言・要望	4



大阪市地域福祉基本計画

2018（平成30）年3月

大阪市福祉局 生活福祉部 地域福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話：06-6208-7970 ファクシミリ：06-6202-0990

ホームページ：<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000430584.html>

